

## 調査 従業員研修の実施状況に関するアンケート

# 経営者側の意欲の高まりが見られる一方で課題も浮き彫りに

有能な人材は、外部から採用するだけでなく内部で育てる必要もあります。助成金制度の拡充もあり、企業の従業員研修へのニーズは高まる傾向にあります。その実態を、東京商工会議所が実施したアンケートで見ていきます。

経営者が研修の必要性を認識・研修費用は増加傾向にあるが、一方で課題も

有能な人材確保競争が厳しくなっている中で、既存の戦力についてビジネススキルの底上げを図りたいという経営者側のニーズは着実に高まっているようです。その実態となお残る問題点について、東京商工会議所が今年2月～3月に実施した「従業員研修の実施状況に関するアンケート結果」で見ていきましょう。

### ●研修意欲の高まりと対象者層の広がりが費用拡大の背景に

調査は東京商工会議所研修センター主催の研修講座に申込のあった企業から無作為抽出で1000社を対象に実施、300社から回答を得ました。

2018年度の研修費用実績は、対前年度比で「増加」が42.7%と最も多く、「変わらない」(10.3%)、「減少」(4.3%)となりました。2019年度の研修予算の対前年度比較では、「変わらない」が44.3%、「増加」が31.0%で、前年度同様の増加傾

向が見て取れます。

これらのうち、2019年度の研修予算増加が見込まれる理由についてまとめたのが別掲のグラフ①です。「人材育成への経営者の関心が高まっているため」が51.6%と過半数を占めており、人材育成強化への期待が表れています。また受講者層の広がりを理由とした割合も高くなっています。企業との契約形態が多様化する中で、スキルアップが必要なのは雇用条件とは関係がないという認識が高まっているからでしょう。

### ●従業員数が少ない企業ほど 社外研修中心になりがち

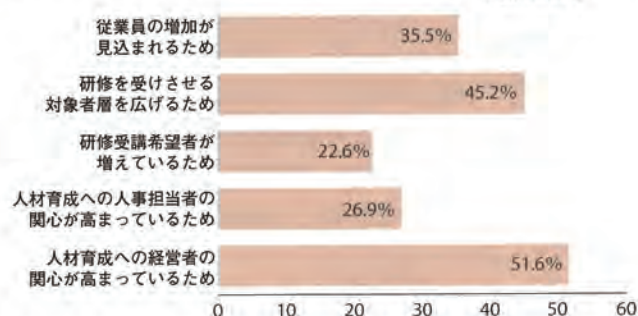
研修のうち社外研修が研修全体に占める割合は「10%未満」が24.0%と最も多い一方で、「70%以上～100%未満」が21.7%でこれに続く結果となりました。「100%」(社外研修以外実施していない)も11.7%を占めています。従業員数の少ない企業ほど社外研修にかかる費用割合が高くなる傾向にあります。

### ●研修受講後は報告を求めるものの受講前の説明は不十分？

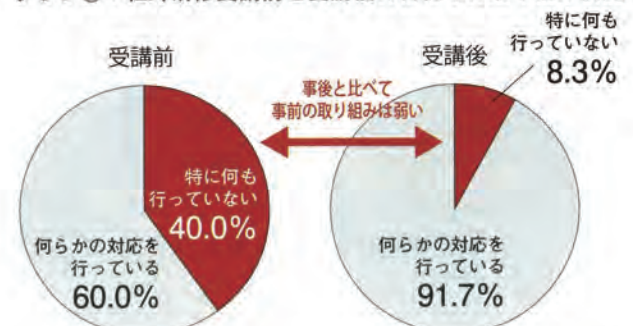
社外研修の受講対象者に企業として、事前と事後に何らかの対応をしているか尋ねたところ、事後においては「何らかの対応を行っている」が91.7%と大多数を占めたのに対し、事前は「特に何もしていない」が4割を占める結果となりました(別掲のグラフ②参照)。ここにひとつの問題点が浮かび上がってきます。社外研修の場合、受講者が事前に知らされるのは講座のタイトルや簡単なテーマのみ、ということがしばしばあるということ。受講者に対する事前課題の提示などがない場合、事前の問題意識が希薄なまま参加することになりかねず、注意が必要でしょう。

事後の取り組みについても、上司への口頭または書面での報告が多くを占め、例えば「成果発表の実施」は12.3%にとどまりました。事前、事後の対応には改善の余地が残されているようです。

グラフ①：2019年度の研修費用の増加が見込まれる理由  
※複数回答可



グラフ②：社外研修受講前と受講後の自社での取り組み状況



ここはどうなる？

# 働き方改革（関連法）Q&A

## 今月の相談 長時間労働者への医師による面接指導

**Q** 当社は、労働者 30 人程度の会社で産業医は選任していません。業務が忙しいときには月の残業時間が 80 時間を超える労働者がおりますが、どのような対応が必要でしょうか。

**A** 従来、事業主は、①週 40 時間を超える労働時間（以下、時間外労働時間）が月 100 時間を超え、かつ②疲労の蓄積が認められる労働者に対して、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと）を行わなければならないとされていました。しかし、働き方改革に伴う労働安全衛生法の改正により、①の時間外労働時間の要件が、「月 100 時間を超え」から「月 80 時間を超え」に引き下げられ、厳しくなりました。

この長時間労働者に対する医師による面接指導については、企業規模は限定されていませんので、御社の場合も、従業員の健康管理上、必要な措置となります。したがって、年間で業務の繁閑に差があっても、単月で残業時間が 80 時間を超える労働者に対しては、医師による面接指導を受けさせなければなりません。

御社では、産業医を選定していないとのことですが、産業医の選任義務がある事業規模は、「常時使用労働者数 50 人以上の事業場」です。御社の事業場の規模からして産業医を選任する義務はありません。しかし、この長時間労働者に対する面接指導実施者については産業医に限定していません。会社のかかりつけの医師でも差し支えありません。

また、この医師による面接指導は、長時間労働者の申し出を前提としています。したがって、時間外労働が月 80 時間を超えた労働者からの面接指導の申し出がなければ、面接指導を受けさせる義務はないことになります。

しかし、過労死等の認定基準等を踏まえ、労働者

に対する使用者としての安全配慮義務の面からも時間外労働時間が月 80 時間を超える労働者に対しては、医師による面接指導を促すべきでしょう。

### ●労働時間の状況把握と通知

なお、労働安全衛生法の一部改正により、労働者の健康管理や長時間労働者の医師による面接指導を実施するためにも、使用者は労働者の労働時間の状況を把握しなければならないことになりました。注意しなければならないのは、時間外労働や休日労働が適用除外となる管理監督者に関しても、その労働時間の状況を把握しなければならないことです。労働時間の把握の方法については、厚生労働省令により、使用者の現認や客観的方法によることが原則とされています。具体的には、たとえば IC カードやタイムカードによる記録、パソコンの使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録などが示されています。

また、事業主は時間外労働時間の算定を行ったときは、速やかに、時間外労働時間が月 80 時間超えの労働者に対し、その情報を通知しなければなりません。この労働者への労働時間に関する情報の通知は、1 月当たりの時間外・休日労働時間の算定を毎月 1 回以上、一定の期日を定めて行う必要があります。当該時間が 1 月当たり 80 時間を超えた労働者に対して、当該の超えた時間数を書面や電子メールなどにより通知する方法が適当でしょう。なお、給与明細に時間外・休日労働時間数が記載されている場合には、これをもって労働時間に関する情報の通知としても差し支えないとされています。

### ／ 今月のポイント ／

**時間外労働時間が月 80 時間超の者には医師の面接指導を  
産業医選定義務は労働者数 50 人以上の事業場に課す  
管理監督者にも、労働時間の状況把握を**

## 定時退社後はウィンドウショッピング?

長時間労働を避けてオフの時間を増やすことが働き方改革の根底にある考え方ですが、そのオフの時間に人々は何をしているのでしょうか。日本生産性本部余暇創研が毎年発行している「レジャー白書2019」の「余暇活動の参加人口」ランキング(2018年の結果)を見ると、ベスト5は「国内観光旅行」「外食」「読書」「ドライブ」「映画」で前年(2017年)と変わらない結果となりました。そんな中で、ベスト10に浮上してきたのが「ウィンドウショッピング」。またベスト10圏外ですが、「SNS、ツイッターなどのデジタルコミュニケーション」も17位から14位へと順位を上げました。残業時間が減ってこれまでより会社を早く出られるようになり、帰宅までの数時間を店巡りに使い、買いたいものを物色する行動が見て取れます。でも実際に購入するのはネットを通じて?なのかもしれません。

ほとんどの余暇活動で参加人口が増えている中、2018年のベスト20で唯一人数を減らしたのは「音楽会、コンサートなど」。ランキングも2017年の15位から、19位にダウンしました。

また、1人当たりの平均参加種目数は、2015年から2017年にかけて減少傾向が続いていましたが、2018年は前年比0.7種目増と反転。趣味が多様化しているようです。

余暇活動の参加人口上位20種目(2018年)

※	順位	余暇活動種目	万人
1	1	国内観光旅行(避暑、避寒、温泉など)	5,430
2	2	外食(日常的なものは除く)	4,180
3	3	読書(仕事、勉強などを除く娯楽としての)	4,170
4	4	ドライブ	4,160
5	5	映画(テレビは除く)	3,610
6	6	複合ショッピングセンター、アウトレットモール	3,560
7	7	音楽鑑賞(配信、CD、レコード、テープ、FMなど)	3,470
8	8	動物園、植物園、水族館、博物館	3,340
13	9	ウィンドウショッピング(見て歩きなど娯楽としての)	3,070
9	10	ウォーキング	3,030
11	11	温浴施設(健康ランド、ケアハウス、スーパー銭湯等)	2,990
10	12	カラオケ	2,980
12	13	ビデオの鑑賞(レンタルを含む)	2,710
17	14	SNS、ツイッターなどのデジタルコミュニケーション	2,620
16	15	園芸、庭いじり	2,560
14	15	宝くじ	2,560
18	17	体操(器具を使わないもの)	2,410
19	18	トランプ、オセロ、カルタ、花札など	2,370
15	19	音楽会、コンサートなど	2,310
20	20	ジョギング、マラソン	2,160

注) 欄外の※は2017年の順位  
公益財団法人日本生産性本部 余暇創研調べ「レジャー白書2019」より。